議第24号

行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例 新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例(昭和39年条例第49号) の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

43
58
120
290
580

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

」を

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について 適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

5日条例第49号) 新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例(昭和39年7月

		使用料 (単位円)		37	20			100		250			200		
改正前	दर्श	単位	-	表さ1メー トルにつき	1年										
	行砂財産使用約	三類		外径が0.15メ ートル未満の		ート ル 以上0.2 メートケ米縮	のもの	外径が0.2メートル以上0.4メ	ートン未満のきの	外径が0.4メー	トル以上1メートル米浦の	もの	外径が1メートル以上のむ	0 0	
	条類系)		(略)	管、 これ	に類するもの										
	別表(第2条関係)	区分	上海												(器)
		(単位円)	-	43	28			120		290			280		
	दर्भ	単位		長さ1メー トルにつき	1年										
改正後	行砂財産使用約		F 75	外径が0.15メ ートル未満の	もの 外径が0.15メ	ートル以上0.2 メートク米涵	0 t 0	外径が0.2メートル以上0.4メ	ートル未満のきの	外径が0.4メー	トウ以上1メートン・	もの	外径が1メー トル以上のも	0	
	<u> </u>	種													
	別表 (第2条劉系) 行		(器)	水管、下水道管、 ガス管その他これ	に類するもの										